

名古屋市教育センター条例の一部改正について

名古屋市教育センター分館の改築移転に伴い、位置を変更する等のため、名古屋市教育センター条例（昭和56年名古屋市条例第7号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

平成31年2月8日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

記

1 改正理由・内容

名古屋市教育センター（以下「センター」という。）の分館である名古屋市教育館は、老朽化が著しく耐震性能が十分でないことから、改築移転します。これに伴い、センター分館の位置を変更するとともに、センターの使用料の額を改定します。

2 施行期日

- (1) 別に規則で定める日から施行します。
- (2) この条例による改正後のセンターの施設を使用するために必要な手続は、施行前においても行うことができることとします。

3 新教育館の施設概要

(1) 所在地

名古屋市東区泉一丁目1番4号

(2) 敷地面積

994 平方メートル

(3) 建物規模

地上 8 階建、延床面積 6,019 平方メートル

(4) 機能

研修室10室、グローバル・エデュケーション・センター、幼児教育支援室、事務室等

4 条例案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

平成31年第 号議案

名古屋市教育センター条例の一部改正について

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年 2 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例

名古屋市教育センター条例（昭和56年名古屋市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「名古屋市中区錦三丁目16番 6 号」を「名古屋市東区泉一丁目 1 番 4 号」に改める。

第 3 条第 2 項中「の範囲内において委員会が定める額」を削る。

別表を次のように改める。

別表

使用区分	使用料の額					
	午 前	午 後	午前午後	夜 間	午後夜間	1 日
センター（分館を除く。）						
講堂	35,000 円	40,000 円	75,000 円	35,000 円	75,000 円	110,000 円
講堂控室（1 室につき）	1,300 円	1,500 円	2,800 円	1,300 円	2,800 円	4,100 円
第 1 研修室						
第 2 研修室	800 円	900 円	1,700 円			
（1 室につき）						
第 3 研修室	1,600 円	1,800 円	3,400 円			
第 1 展示ホール			7,800 円			
第 2 展示ホール			4,600 円			
分館						
研修室（1 室につき）	2,400 円	2,700 円	5,100 円	2,400 円	5,100 円	7,500 円
備考						
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。 (1) 午 前 午前 9 時から午後 0 時30分まで (2) 午 後 午後 1 時から午後 5 時まで (3) 午前午後 午前 9 時から午後 5 時まで (4) 夜 間 午後 5 時30分から午後 9 時まで (5) 午後夜間 午後 1 時から午後 9 時まで (6) 1 日 午前 9 時から午後 9 時まで 2 講堂控室は、講堂を使用する場合に限り、使用することができるものとする。 3 入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの使用料の額は、この表に定める額に 1.5 を乗じて得た額とする。 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額又は前号に定める額に 1.1 を乗じて得た額とする。 5 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに委員会が定める額とする。						

附 則

- この条例の施行期日は、規則で定める。
- この条例による改正後の名古屋市教育センター条例の規定に基づく許可の申請その他センターの施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市教育センター分館の改築移転に伴い、位置を変更する等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市教育センター条例（抜すい）

(設置)

第1条 (略)

2 名古屋市教育センターに、次のように分館を置く。

名称 名古屋市教育館

位置 名古屋市東区泉一丁目1番4号
中区錦三丁目16番6号

(施設の使用)

第3条 (略)

2 前項の規定によって使用の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内に

において委員会が定める額の使用料を納付しなければならない。

別表

(略)							
使 用 区 分		使 用 料 額					
		午 前	午 後	午前午後	夜 間	午後夜間	1 日
セ ン ター (分館を除く。)	講 堂	56, 200円	64, 500円	120, 700円	56, 200円	120, 700円	176, 900円
	講 堂 控 室 (1 室につき)	2, 100円	2, 500円	4, 600円	2, 100円	4, 600円	6, 700円
	研 修 室 (1 室につき)	2, 400円	2, 800円	5, 200円			
	第 1 展示ホール			12, 600円			
	第 2 展示ホール			7, 400円			
分 館	講 堂	12, 500円	14, 400円	26, 900円	12, 500円	26, 900円	39, 400円
	研 修 室 (1 室につき)	4, 200円	4, 800円	9, 000円	4, 200円	9, 000円	13, 200円
	和 室	4, 200円	4, 800円	9, 000円	4, 200円	9, 000円	13, 200円
	展 示 ホール			4, 600円			
備考							
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。							

- | | |
|----------|---------------------|
| (1) 午 前 | 午前 9 時から午後 0 時30分まで |
| (2) 午 後 | 午後 1 時から午後 5 時まで |
| (3) 午前午後 | 午前 9 時から午後 5 時まで |
| (4) 夜 間 | 午後 5 時30分から午後 9 時まで |
| (5) 午後夜間 | 午後 1 時から午後 9 時まで |
| (6) 1 日 | 午前 9 時から午後 9 時まで |
- 2 講堂控室は、センター（分館を除く。）の講堂を使用する場合に限り、使用することができるものとする。
- 3 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに委員会が定める額とする。